

# コンプライアンス規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人信濃教育会（以下、「本会」という。）の倫理規程の理念に則り、コンプライアンス上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 本規程のコンプライアンスとは、法令遵守に加え、定款をはじめ本会の諸規程、細則等の遵守も含まれる。

## (基本方針)

第3条 本会の役員と職員（以下、「役職員」という。）は、本会の倫理規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の遂行に際してはコンプライアンスを最優先とする。

## (組織)

第4条 本会のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス管理事務局

## (コンプライアンス担当理事)

第5条 コンプライアンス担当理事（以下、「担当理事」という。）は専務理事が担当する。

2 担当理事の役割・権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事実の対応の統括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

3 担当理事は、コンプライアンス全般に関わる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。

4 担当理事は、必要に応じて理事会に対し、本会のコンプライアンスの状況について、報告するものとする。

## (コンプライアンス委員会)

第6条 コンプライアンス委員会（以下、「委員会」という。）は、コンプライアンス担当理事の諮問機関として設置し、以下の事項について、その諮問に答える。

- (1) コンプライアンス施策の検討と実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件についての分析・検討
- (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定
- (5) その他、担当理事が諮問した事項

- 2 委員会はコンプライアンス担当理事を委員長とし、コンプライアンス管理事務局担当部長他、委員会運営上、必要な本会職員若干名を持って構成をする。
- 3 委員の委嘱は担当理事が行う。
- 4 コンプライアンス委員会の事務局はコンプライアンス管理事務局に置く。
- 5 委員会は委員長の招集により年2回以上、必要に応じて行う。

(コンプライアンス管理事務局)

第7条 コンプライアンス管理事務局(以下、「事務局」という。)は、本会総務・会計部に置く。

- 2 事務局は、コンプライアンス体制及びその整備に関わる企画・推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性をあげるための方針や施策等を検討・実施する。
- 3 事務局は、コンプライアンス施策の進捗状況その他コンプライアンスにかかわる事項を担当理事及び委員会に必要な応じて報告する。

(コンプライアンス違反事案への対応)

第8条 担当理事は、コンプライアンス違反事案が生じた際には、委員会を招集して速やかに事実関係を確認するとともに、理事会に報告し、是正および再発防止のために必要な措置をとる。

(報告・連絡・相談ルート)

第9条 役職員はコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに事務局担当部長に報告する。

- 2 事務局担当部長は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はその恐れがある行為を知ったときは、直ちに担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行う。
- 3 事務局担当部長は、前項の調査結果を担当理事に報告し、担当理事の指示により当該事案の対応策を実施する。

(通報者保護)

第10条 本会は、通報者等が報告または相談した理由として、通報者等に対して、いかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。

(研修)

第11条 本会は役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員は本会の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は令和6年8月22日から施行する。